

# VLBI懇談会 会則

(目的)

## 第1条

- (1) 本会は、VLBIに関する研究の発展を目指して、国内装置による共同観測・共同利用の組織、国際観測の組織、観測実施のための相互援助VLBI関連計画の検討・推進、情報交換、研究会開催等を行うことを目的とする。

(名称)

## 第2条

- (1) この会の名称をVLBI懇談会とする。

(所在地)

## 第3条

- (1) この会の事務所は下記第6条により決定された事務局長の所属する機関の所在地に置くものとする。

(会員)

## 第4条

- (1) 本会は、VLBI研究に関心を持つ、研究者・技術者が個人の資格で自由に参加する組織である。目的に賛同し、入会を希望する人を会員とする。
- (2) 入会または退会の際には、本会事務局に申し出るものとする。
- (3) 第7条で定める会費を長期滞納し、会員継続の意思を確認出来ない場合、役員会で協議の上退会とみなすことができる。

(会計年度)

## 第5条

- (1) 会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終了するものとする。

(役員)

## 第6条

- (1) 総会もしくは、郵便による会員の投票で、会長、事務局長、並びに若干名の幹事を選ぶ。
- (2) 役員任期は、2会計年度とし、再任を妨げないものとする。
- (3) 役員に事故、または、正当な理由があり、任期を残して役員を辞する場合は、後任を役員会の承認により補充することが出来ることとする。

(運営)

#### 第7条

- (1) 年1回総会を開き、活動報告、会計報告を行い、次年度の活動方針、予算等を審議する。
- (2) 会長、事務局長、幹事、会計監査により構成される役員会が、活動方針を決め、運営に当たる。

(役員会)

#### 第8条

- (1) 会長は、会を代表し、役員会を召集する。
- (2) 事務局長は会報発行、会計、役員会準備、総会準備等の事務を担当する。
- (3) 役員会は役員の出席を原則とするが、役員が都合により出席できない場合は役員の委任を受けたものが参加できるものとする。
- (4) 役員会へは、必要に応じ会長の承認の下、オブザーバーとして役員以外のものが参加できるものとする。

(会費)

#### 第9条

- (1) 本会会費は、年間2,000円とする。但し、学生会員は1,000円とする。
- ~~(1)~~ (2) 日本国外に1年の半分以上滞在する在外の会員は、その年度の会費を免除される。

(その他)

#### 第10条

- (1) 総会が必要と認めた場合には、本会にワーキンググループを置くことができる。
- (2) 本会が必要と認めた国内外の専門家を招聘する場合、本会の予算を招聘費の援助に使用できるものとする。

(会則の改廃)

#### 第11条

- (1) 本会則の改正は総会で行う。

以上

2005年12月9日 2005年度V L B I 懇談会総会において一部改正

2012年度V L B I 懇談会総会において一部改正